

平成 29 年度

事業計画書

社会福祉法人 菲崎市社会福祉協議会

平成29年度 茅崎市社会福祉協議会事業計画

(1) 運営方針

少子高齢化の急速な進行や人口減少、核家族化等に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化が叫ばれる中で、地域においては生活困窮、虐待、ひきこもりなど、地域からの孤立を原因とする様々な生活課題が増加してきている。

また、介護予防・生活支援サービスの充実や、生活困窮者の社会的孤立の防止に向けた取り組み、災害時要配慮者への対応など、社会福祉協議会の役割の重要性が今まで以上に高くなっている。

特に、本年4月からは、社会福祉法等の一部が改正され、全ての社会福祉法人に公益的な活動を実施する責務が明文化されている。

このような状況のもと、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、市の地域福祉計画に掲げる「誰もが安心して暮らせる思いやりと支え合いのまち 茅崎」の基本理念のもと、福祉のまちづくりを推進していく。

- ◆ 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公平性の確保を図る。
- ◆ 適正かつ公正な支出管理と財務諸表の積極的な開示や説明責任を果たす。
- ◆ 事業の展開においては、住民の参加及び住民との協働による実施に努める。
- ◆ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。
- ◆ 事務局体制の強化、充実に努め、なお一層の職員の資質向上を図る。

(2) 活動目標

- ◆ 高齢者や障がい者、子どもたちにやさしい福祉のまちづくりを進める。
- ◆ 幅広い分野でのボランティア及び市民活動を進める。
- ◆ 地区社会福祉協議会を中心として地域福祉課題への対応を進める。
- ◆ 地域福祉活動推進のための共同募金活動を推進する。
- ◆ 高齢者・障がい者サービスの事業者として市民の福祉向上に努める。
- ◆ 指定管理施設の効率的な運営と安定した経営を目指す。
- ◆ 防災、減災への対応を進める。
- ◆ 地域福祉活動のコーディネート機能を進める。

(3) 地域福祉事業（法人運営事業・委託事業）

地域福祉活動の活性化を図り、高齢者・障がい者等が安心して生活できる地域づくりを支援する。

① 地域福祉活動の推進

- ◇ 会員の加入促進及び支部活動の推進
- ◇ 地区社会福祉協議会活動の支援
- ◇ 福祉のこころ醸成事業の推進
- ◇ 資格取得者、学生等の実習支援
- ◇ 生活支援コーディネーターの配置

② ボランティア活動の活性化

- ◇ 薩摩市ボランティアの会
 - ・支部長会議の開催
 - ・こぶしボランティア大会の開催
 - ・支部活動の推進
 - ・市や社協等が実施する各事業へのボランティア協力
- ◇ ボランティア連絡会の活動支援
 - ・情報交換会の開催
- ◇ ボランティアの育成、啓発
 - ・ボランティア体験教室の開催
 - ・ボランティア講座の開催
 - ・ボランティア活動への参加募集（街頭募金等）
 - ・中央公民館事業との連携
- ◇ 災害ボランティアの普及・育成
 - ・災害ボランティア講座の開催
 - ・災害ボランティアセンター運営訓練への参加
- ◇ 住民の自主的なボランティア活動の支援
 - ・傾聴ボランティア
 - ・男性ボランティア
 - ・朗読ボランティアほか

◇ 介護支援ボランティア事業の推進

- ・制度の周知、研修会の開催、事業所との連絡調整
- ・活動者のコーディネート

③ 障がい者支援

◇ 障がい児(者)療育事業の開催（母子グループ）

- ・ダンス、料理活動の実施
- ・水墨画教室の開催
- ・野外活動（遠足）の実施（年1回）
- ・事業の周知及び新規参加者の確保

◇ 障がい者交流運動会の開催

- ◇ ひとりだち料理教室の開催（年2回）
- ◇ 老人福祉センターにおける居場所づくり
- ◇ その他障がい者に関する総合相談

④ 高齢者支援

- ◇ ひとり暮らし老人交流交歓会の開催（年1回）
- ◇ 高齢者に関する相談支援
- ◇ 老壯大学運営支援
- ◇ 老人クラブの育成
- ◇ 緊急通報体制事業の連絡調整（ふれあいペンダント）
- ◇ 高齢者生活状況確認事業の推進（絵手紙の送付）
- ◇ 地域住民定期訪問事業の連絡調整（民生委員によるヤクルトの配布）
- ◇ 訪問理美容サービス事業の推進
- ◇ 在宅高齢者外出支援事業の推進（タクシー券の交付）
- ◇ 介護用品支給事業の推進
- ◇ ことぶきデイルーム事業の推進（高齢者と児童の交流）
 - ・事業の周知及び新規活動団体の募集
- ◇ いきいき山梨ねんりんピック参加事業の支援

⑤ 広報活動

- ◇ 社協だより＆ボランティアだよりの発行（年間4回）

- ◇ ホームページによる情報発信
- ◇ 市広報の活用、イベントチラシ等の作成配布
- ◇ 報道関係者への周知

⑥ 日常生活自立支援事業

- ◇ 日常的金銭管理の支援
- ◇ 高齢者・障がい者からの虐待や権利侵害に関する相談支援
- ◇ 事業に関する広報活動
- ◇ 県社協との事業連携強化

⑦ 生活福祉資金の活用事業

- ◇ 生活福祉資金の貸付に関する相談支援
- ◇ 生活福祉資金に関する広報活動

⑧ 共同募金に関する事業

- ◇ 共同募金会姫崎市支会の事務局対応
- ◇ 赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金活動
- ◇ 共同募金の配分に関する事務手続き及び施設整備等の対応
- ◇ 歳末助け合い物品の贈呈
- ◇ 火災見舞金の給付
- ◇ 赤い羽根共同募金に関する広報活動（使途状況等）

⑨ 社会福祉団体の事務受託業務

- ◇ 総会、研修会等の実施に対する支援
- ◇ 会計・経理に関する支援
- ◇ 会員の登録、入会等に関する支援
 - ・姫崎市身体障害者福祉会
 - ・姫崎市遺族会
 - ・姫崎市ボランティアの会
 - ・姫崎市老人クラブ連合会
 - ・姫崎市老壯大学
 - ・姫崎市赤十字奉仕団（研修関係）

⑩ 生活困窮者の支援

- ◇ 生活困窮者に対する食糧支援

⑪ 新規事業に係る調査研究業務

- ◇ 市民後見及び法人後見制度の研究

- ・研修会及び学習会への参加
- ・行政との情報交換及び先進社協の視察
- ・担当職員の育成

(4) 老人福祉センター管理運営事業

市の指定管理事業として、より多くの高齢者や障がい者に楽しんで利用していくだけるよう、各種イベントの開催や快適な施設環境を整備し、効率的な管理運営に努める。

① 老人福祉センターの管理運営

- ◇ 施設の衛生管理、安全管理の徹底

- ◇ 省エネによる経費の節減

- ◇ 利用者の増加につながるサービスの提供

- ・ボランティア等の出演による「わくわく広間」の定期的な開催
- ・甘酒の無料配付など季節に合わせたサービスの実施
- ・回数券の発行による割引サービス
- ・広報活動による新たな利用者の確保
- ・陶芸、舞踊、カラオケ等のクラブ活動の支援と発表の場の提供
- ・敬老の日無料サービスの実施
- ・地域の福祉活動事業への施設及び備品の貸出
- ・計画的な施設の修繕及び備品等の整備
- ・健康体操（百歳体操）の実施

- ◇ 福祉避難所としての運営訓練や体制整備

② 福祉バス「こぶし号」の管理運営

- ◇ 安全運転及び事故防止の徹底

- ◇ 定期的な車輌の点検及び整備の実施

(5) 在宅老人デイサービスセンター管理運営事業

市の指定管理事業として、「こぶし荘」「なごみの郷」の両デイサービスセンターにおいて、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供と適正な施設の管理運営に努める。

また、安定した稼働率の確保に向け努力するとともに、快適な環境でサービスの提供ができるよう努める。

- ◇ 施設の衛生管理及び安全管理の徹底

- ◇ 利用者の増加対策の実施

- ・個々のニーズに合った対応
- ・アンケートの実施、意見箱の設置等による要望等の把握
- ・心身機能の維持向上に関するレクリエーション及び機能訓練の実施
- ・安定した稼働率の確保

- ◇ 地域包括支援センター等との連携強化

- ◇ ボランティアの積極的な受け入れ

- ◇ 要配慮者の避難所としての受入れ体制の整備

- ◇ 資格取得者、学生等の実習受け入れ

(6) 介護保険事業

超高齢社会に対応すべく、常に地域住民や利用者のニーズに耳を傾け、公正・適切なサービス提供を行うと共に、利用しやすい環境整備や職員の資質向上を図る。

- ◇ 個別のニーズに基づいたサービスの提供

- ◇ 内部及び外部研修等の充実による職員資質の向上

- ◇ 特色を生かし地域に根ざした施設の運営

① 居宅介護支援事業

利用者が地域において、可能な限り自立した生活を営み、また介護者が安心して在宅介護を継続できるように、保健・医療・福祉との連携を図り、地域資源の活用を含めた居宅サービス計画の活用を支援する。

- ◇ 地域包括支援センターとの連携強化
- ◇ ケアマネージャー相互の情報交換、研修会等の参加
- ◇ 地域ケア会議等への積極的な参加

② 通所介護事業

デイサービスセンターでは日々の生活に変化と季節感を持たせ、潤いのある生活の場とするために各種行事を実施する。行事の企画に当たっては、利用者の主体的、積極的な参加に配慮するとともに、リハビリテーションの実施も含め、心身の機能回復にも役立つよう努める。

また、「こぶし荘」の温泉及び「なごみの郷」の芝生庭園など、利用者に対して特色を生かした運営を心がける。

◇ 通年行事

- ・月間行事：誕生日会(毎月)
- ・週間行事：ビデオ鑑賞、カラオケ大会

◇ 季節的行事

4月	お花見	7月	七夕祭り
8月	夏祭り	9月	敬老会
10月	運動会・紅葉見学	11月	焼き芋会
12月	クリスマス会	1月	かるた大会
2月	節分	3月	ひな祭り

③ 訪問介護事業

訪問介護事業においては、要介護者等が自宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助、身体介護等のサービスを提供し、適切かつ効率的な運営に努める。

- ◇ ヘルパーミーティングの開催（月1回）
- ◇ 訪問介護計画に係るケース会議の開催

④ 介護予防サービス事業

要支援状態にある利用者が、もてる能力を充分活用し、できないところは支援を受けながら現在の状態が維持向上できるように、個々の計画に沿って訪問介護及び通所介護などのサービスを提供する。

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援状態等の利用者に自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

◇通所型サービス

営業日：月・木曜日（国民の祝日、年末年始を除く）

サービス提供時間：午前9時30分～11時30分

事業所名：大草デイサービスセンターこぶしクラブ

穴山デイサービスセンターなごみクラブ

◇訪問型サービス

営業日：月～金曜日（国民の祝日、年末年始を除く）

営業時間：8時15分～17時15分

事業所名：韮崎市社会福祉協議会訪問介護事業所

（7）障がい福祉サービス事業

身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者等が地域で自立した生活ができるよう、行政と協力しながら障害者総合支援法に基づくサービスを提供する。

◇ 居宅介護支援事業（家事援助、身体介護）

◇ 地域生活支援事業（生活サポート、移動支援）

◇ 基準該当デイサービスの実施